

第2回「高知県森林整備公社経営検討委員会」の概要について

日 時：平成22年1月29日（金）13：00～15：30

場 所：高知共済会館3階 中会議室

出席者：高知県森林整備公社経営検討委員会

（委 員）根小田委員長、金子委員、高村委員、武田委員、戸田委員、中越委員、
橋本（誠）委員、森永委員

（特別委員）橋本（勇）特別委員

（高 知 県）臼井林業振興・環境部長、安岡林業振興・環境副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）

議 事：（1）林業公社会計基準策定の進捗状況について

（2）公社としての担うべき役割について

（3）新公益法人移行の可否及び存廃を含めた方向性について

1 第三セクター等における国の動向、全国的な動向について

○特別委員より説明。

- ・平成20年末の総務省の数字では、第三セクター等は全国で7,400。前年より100減となり、特に民法、会社法に基づいて設立されたものが減っている。
- ・平成20年末の債務保証、損失補償の総額は、7兆5,000億円で前年より5,000億の減少。
- ・損失補償、債務保証が圧倒的多いのは、土地開発公社、道路公社。
- ・林業公社を含むいわゆる第三セクターの平成20年末の債務保証、損失保証は、1兆8,300億円で前年より700億の減少。その内の600億円が林業公社。
- ・今後の第三セクター等については、現体制で経営の合理化等で存続する、県が全部引き受ける、止めるという究極の選択もあるが、林業は非常に特殊であり、止めるという選択肢は事実上ないと感じている。
- ・林業公社は、他の第三セクター等とは異なり、林野庁に端を発し全国で公社を設立したという特殊な経緯がある。第三セクターの中でも特殊性があるのは林業公社だけ。
- ・一般の第三セクターは、会社更生、民事再生や破産という公的整理を原則としているが、林業公社は森林の公益的機能の問題があり、法的整備を少し融通のきく制度で実行することもあり得る。
- ・公社をどうするかという問題と事業をどうするかという問題は別問題。

2 前回の概要説明に対する主な質疑・意見

（委員）

造林起業が大きな資産価値を持ったバランスシートになっているが、時価評価するとこんな金額にはならないのではないかと推測される。過去に無駄な経費を使ってきたのではないかと推測される。初年度からの貸借対照表と損益計算書を出してもらいたい。

(委員)

造林起業費の中の270億の内のおよそ100億は過去に払った金利だと思う。無駄なことをしたのではなく、不可能な制度を前提にやったということ。過去にかかった費用を年度別に見るよりも、平成の21年3月現在の金利、新植の事業費、間伐事業費などの区分で見た方が分かりやすい。今後は有利子負債の軽減が最大の懸案事項。

(委員)

公社は独立した法人であり、これまでの経営については、公社は公社ということで運営されてきた経緯があるということを知っているが、今後は公社の危機的状態を踏まえて、県が合意する公社の再建計画を公社が受け入れて進めていくということが必要。

3 議事

(1) 林業公社会計基準策定の進捗状況について

○事務局から、資料1に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

30年後に成木になる材価(金額)を現在価値に引き戻すというのが、通常の民間企業の資産の評価のやり方。ただ、30年後の材価がいくらになるのかわからないので、議論の難しいところ。会計基準がどうであれ実態は変わらない。会計上黒字であっても破綻する時もある。会計基準は現実を認識できるように表わすことが重要で、抽象的な会計基準の議論は一定必要であるが、現実を認識した上でどの程度まで議論しどのように説明するのかということが肝要。

(2) 公社としての担うべき役割について

○事務局から、資料2に基づき説明。

(3) 新公益法人移行の可否及び存廃を含めた方向性について

○事務局から、資料3、資料4に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

存続で無利子貸付を続けていくというのであれば、住民訴訟が起こるリスクがある。平成18年のグリーンピアの高松高裁の判例では、地方公共団体の社会的、経済的、議会の対応等を考慮して総合的に判断するとのことで、償還可能性が無いだけでは直ちに違法とはならないが、償還の可能性が全くないと判断される場合には注意が必要。

(委員)

借金を全部返せないとしても、今後投資する金額以上に返済が可能という所は継続する価値があり、それ以外は廃止という判断もある。一方、採算は取れないが、公益的機能がある団

地を継続するという選択肢もある。

(委員)

公益法人への移行の条件として一つは債務超過の問題、もう一つは収支均衡であるが、現状はどうか。

(事務局)

資産査定については国の方の基準の林業の特異性を加味して考える必要がある。また県の無利子貸付を資本勘定することなど、今後検討頂ければと思う。

収支均衡となるとリストラや事業の集中を図る必要もある。例えば「経済林」と「環境林」に分けて、環境林は外すというような処理ができないかなど、全ての事業をそのまま護送船団的に継続するのは難しいと考えている。

(委員)

公社の事務的業務や、公社営林 ABCDE ランクそれぞれの山の状況を見せてもらいたい。

(事務局)

現地説明会を開催する。

(委員)

- ・公社の存続、廃止どちらにしても、人件費・販管費が大きな要素だと思うので、それも含めた検討資料が必要。
- ・存廃それぞれのケース毎の県の負担は、イメージでも良いが金額的に出せないか。金額が出ないと結論が出せない。
- ・今後の県民の負担がどうなるのか、明確にしないと方向性は決まらない。
- ・公益法人への移行時の論点としてのビジネスと公益性について、整理出来るような資料が必要。
- ・基本的な方向性を次回の2月の会議で議論させて頂くが、そのための資料として、事務局で今日の質問、意見等の整理と、結論がどうなるにせよ委員がきるだけ判断しやすいような資料が必要

(事務局)

資料が足りない、数字も出す必要があるとの認識ではあるが、林業公社会計基準の策定、国の支援策等を踏まえないと具体的な数字は出ない。

色々な課題があり不確定要素があるので、3月までには方向性の結論が出ないと思うので、この検討委員会で来年1年かけて議論して頂きたい。

当面公社を存続させながら、議論を継続・検討する方向でお願いしたい。

4 その他

第3回検討委員会は2月の末で調整。基本的な方向性を検討する。